公安委員会 説明資料	警察行政手続オンライン申請に係る県公安委員会規則の改正について	令和８年９月３日 情報管理課

１　趣旨

警察行政手続のオンライン申請については、全国統一システムで令和７年12月15日より警察行政手続オンラインシステムが運用開始され、これにより、「国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政推進等に関する法律施行規則」（以下「国家公安委員規則」という。）が本年５月21日に改正されたことから、「鹿児島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用等に関する規則」（以下「県公安委員会規則」という。）を改正するもの。

２　改正理由

国家公安委員会規則第11条において、「都道府県公安委員会で受け付ける手続は都道府県公安委員会規則が定める。」とされていたところ、全国統一的なシステムでオンライン申請が可能となったため、都道府県公安委員会が当事者となる申請等であっても、国家公安委員会規則が適用（国家公安委員会の所管する法令に基づく手続きのみ適用）されるよう、国家公安委員会規則が改正されたことから、所要の改正をするもの。

【県公安委員会規則改正に関係する国家公安委員会規則の改正内容】

・第11条の削除

「都道府県公安委員会に係る手続き等」

・各条文中

「国家公安委員会又は警察庁長官」を「行政機関等」へ改正

３　具体的な改正点

⑴　国家公安委員会規則第11条廃止に伴う文言削除及び第７条・第９条・第11条の削除

⑵　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定を引用している部分の削除

⑶　用語の意義中の「法令」を「条例等」へ変更

４　施行日

公布の日